

日本国憲法

[昭和21年11月3日公布]
[昭和22年5月3日施行]

(抜すい)

今回は、憲法記念日を迎えるにあたって、市民のみならず、わが国に憲法があるということは、ほとんどの人は、ご存じだと思えます。しかし、これが、わが国の最高法規であることとを知らずして、その内容を的確につかんでおられるかたは、そうか。さらに、その内容を的確につかんでおられるかたは、そう多くはいらっしゃらないと思えます。

「憲法、あ、そんなのは生活と少しも関係がない」と言われるかたがいます。しかし、憲法は、生活と何ら関係のないものではない。さて、ご存じのとおり、明治憲法は権威主義的憲法であつたのに対し、日本国憲法は、人権保障のほか、民主主義と平和主義の理念を強く打ち出した理念性の強い憲法です。すなわち、「民主主義」「人権保障」「平和主義」が憲法を貫く三大原理です。このような原理からみて、憲法を考へる場合、私たちの生活、くらしと不可分のものとしてとらえる必要があるわけです。すなわち憲法から現実をつかむことです。とりわけ基本的人権は、「人類が多年にわたる自由獲得の努力の成果(憲法第九十七条)によるものです。したがって、人権の歴史をとらえることでもあるのです。また、第十二条に「この憲法が国民に保障する自由および権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなげ

ればならない」とうたわれており、このことは、手をこまねいて、じっとしては、私たちの自由と人権は守られるものではないというところでしよう。みんなの手で育てられ、実行されて初めて生きたものとなり、私たちのしあわせが保障されるものといえます。もつとも、この憲法を、どのように考へるかは、人それぞれ違ふと思ひますが、少なくともこの憲法が人間をたいせつにするという基本的立場に立っている点は、十分に理解すべきだと思ひます。国民の自由を守り、生活を高める基本法であるこの憲法を理解し、その掲げる理想に向つて努力することが、私たちがよりしあわせになり、世界平和に大きく貢献する道であると思ひます。

こうした考へかたにたつて、今回は、私たちの生活と深いかわりのある憲法、とりわけ、基本的人権にかかる部分を中心に抜すいし、掲載しました。これに続いて、本紙第三面でお知らせしてまいります。五月二日には、「市民のくらしと憲法」と題し、憲法週間記念講演会を開きます。できるだけ多くのかたがたご参加をいただき、くらしと憲法についてともに考へてみたいと思ひます。(条文によっては、その内容を要約した文章を各条の次に挿入しました。ご了承ください。)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は、国民の代表者がこれを行使し、その福利は、国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と遍狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一条 天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 外国の大使及び公使を受け受けること。

十 儀式を行ふこと。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇

又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第十条 【国民たる要件】 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 【基本的人権】 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 【自由および権利の保持義務と公共福祉性】 この憲法が国民に保障する自由及び権利は国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 【個人の尊重と公共の福祉】 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 【平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界】 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 【公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障】 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 【請願権】 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 【公務員の不法行為による損害の賠償】 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 【奴隷的拘束及び苦役の禁止】 何人も、如何なる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 【思想及び良心の自由】 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 【信教の自由】 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第二十一条 【集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護】 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第二十二条 【居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由】 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第二十三条 【学問の自由】 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 【家族関係における個人の尊厳と両性の平等】 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として相互の協力により、維持されなければならない。

第二十五条 【生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務】 すべて国民は、健康で文化的な最限度の生活を営む権利を有する。

第二十七条 【勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止】 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

第二十八条 【勤労者の団結権及び団体行動権】 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 【財産権】 財産権は、これを侵してはならない。

第三十条 【納税の義務】 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 【生命及び自由の保障と科刑の制限】 何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 【裁判を受ける権利】 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 【逮捕の制約】 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 【抑留及び拘禁の制約】 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。

第三十五条 【侵入、捜索及び押収の制約】 何人もその住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

第三十六条 【拷問及び残虐な刑罰の禁止】 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 【刑事被告人の権利】 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受け、裁判を受ける権利を有する。

第三十八条 【自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界】 何人も、自己に不利な供述を強要されない。

第三十九条 【証人を求める権利を有する】 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。

第四十条 【刑事補償】 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

憲法週間記念講演会

戦後30年、日本国憲法は、新しい国づくりの役割を果たし、すっきり定着したようにみえます。しかし、経済が発展し、社会のしくみが複雑になるにつれて、いろいろと問題がでてきます。憲法で保障されている人権は、日常生活の中に生かされているでしょうか。生かすには、どうしたらよいでしょうか。

*とき 5月2日(火) 午後3時~5時
*ところ 市民センター(市民会館・公民館) 2階201号室
*テーマ 「市民のくらしと憲法」
*講師 京都大学法学部教授 阿部 照 哉氏
*主催 芦屋市・芦屋市教育委員会

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。

第九十七条 【基本的人権の由来特質】 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 【憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守】 この憲法は、国の最高法規であつて、その条約に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

第九十九条 【憲法尊重擁護の義務】 天皇又は、摂政及び内閣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負ふ。

第十條 最高法規

第十一章 補則(省略)

第九十九条 【憲法尊重擁護の義務】 天皇又は、摂政及び内閣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負ふ。

員、あるいは町会、自治会のかたがたの二奉仕で各二家庭に届けています

新年度予算(一般会計)

128億4100万円に

第2回市議会

第二回定例市議会... 議案第8号「市立市立児童養護施設...」

議案第16号「市立市立児童養護施設...」

議案第24号「市立市立児童養護施設...」

議案第32号「昭和五十年年度市立児童養護施設...」

議案第40号「昭和五十年年度市立児童養護施設...」

議案第45号「市道路線の認定...」

議案第46号「市道路線の認定...」

議案第47号「市道路線の認定...」

議案第48号「市道路線の認定...」

市民の黒板

市役所の電話 二二二二

20才から国民年金

勤め先を通じて厚生年金や公務員の共済組合等の公的年金制度に加入していないか...

加入もれのかた

はすお申出を

明治四十四年四月二日以後に生まれたかたのうち、拠出年金に必ず加入しなければならないかた...

国民年金の保険料免除

国民年金に加入されているかたで保険料の納め忘れがありますと...

老令福祉年金の請求は

明治三十九年四月一日までに生まれたかたで、次のすべての要件に該当すれば、市保険年金課で...

児童手当

次の要件に該当しているかたは、市に市保険年金課を申請して...

市民福祉年金の支給範囲が拡大

四月から市民福祉年金の支給範囲が拡大され、外国人のかたにも支給されることになりました。

昭和50年度の国民健康保険料率

みなさんに納めていただく保険料の算定方法は、だいたいのとおりです。

戦没者特別弔慰金の請求手続

公務扶助料および遺族年金などを公認しておられるかたが死亡された場合、その遺族に三万円(十年償還)が支給されます。

海上保安学校学生(特別)募集

人事院・海上保安庁では、昭和二十六年四月二日以降に生まれ、高等学校卒業以上の学歴の男子を募集しています。

スポーツグループ

市内在住・在勤のかたを対象に、つぎのスポーツグループでは部員を募集します。

水仙クラブ(毎週水曜日) 午前10時正午、市立体育館武道場

パラスクラブ(毎週金曜日) 午後1時30分3時、市立体育館武道場

打出クラブ(毎週火曜日) 午後2時3時30分、打出集会所

岩園クラブ(毎週水曜日) 午後2時30分4時、岩園幼稚園

婦人トレーニング(五月十三日以降の毎週月・水・木・金曜日午後1時3時、市立体育館トレーニング室)

フォークダンス(四月曜日午後1時2時30分、市立体育館武道場)

婦人ソフトボール(グループ名未定) 五月は十三日と二十七日午前10時正午、市民クラブ

婦人バドミントン(エレガンスクラブ) 毎月曜日午前9時正午、市立体育館主競技場

Table with 4 columns: 検水月日, 検水項目, 検水結果, 検水場所. Rows include 3月17日 and 3月28日 for various water quality tests.

下水処理場の水質試験結果

前回にもお知らせしましたように、流入下水の悪化などいろいろな要素により透視度は若干低下しています。

消費生活協会に加入しよう

市消費者協会は、共同購入の実施、消費生活に必要な展示会、研究会、学習会、見学会などを開催しています。

同和問題学習冊子を全戸に配布

このほど、同和問題をみんなのものに、第三集を、学習の手引きとして全戸にお届けしました。

市民福祉年金の請求は

明治三十九年四月一日までに生まれたかたで、次のすべての要件に該当すれば、市保険年金課で...